

公益財団法人石川県下水道公社役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人石川県下水道公社（以下「公社」という。）定款第16条第3項及び第33条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与及びその他職務遂行の対価をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費及び手数料をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤理事には、給料、手当（扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当、通勤手当、管理職手当、管理職特別勤務手当、勤勉手当）を支給する。

2 前項にかかわらず、県から派遣された常勤の理事については、石川県と締結した職員の派遣に関する取り決めに基づく手当を支給する。

3 非常勤監事のうち、特別の資格を有し、財産の状況等会計監査の実務及び理事の業務執行状況の監査等を行う者には、職務執行の対価として、報酬を支払う。

4 非常勤役員及び評議員には、その職務のために会議等に参加したときには、職務執行の対価として、報酬を支払う。ただし、県、市職員の身分を有する者は、無報酬とする。

5 第1項及び第2項に規定する報酬等の年額は、6,000,000円を上限とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員に対する給料月額、別表第1「常勤役員に支給する給料月額」のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て、定めるものとする。

2 常勤役員に支給する手当の額は、公益財団法人石川県下水道公社就業規程に定める公社職員の例に準ずるものとする。

3 前条第3項の非常勤監事に支払う報酬の額は、別表第2「非常勤監事に支払う報酬の額」のとおりとし、評議員会の決議により定めるものとする。

4 前条第4項の非常勤役員及び評議員に支払う報酬の額は、別表第3「非常勤役員及び評議員に支払う報酬の額」のとおりとし、評議員会の決議により定めるものとする。

(費用の支払)

第5条 公社は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員及び評議員には、理事会及び評議員会出席の都度、交通費を支払う。ただし、県、市職員の身分を有する者には支給しない。

3. 前項に定める交通費の額は、公益財団法人石川県下水道公社就業規程に定める公社職員の例に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第6条 第3条第2項にする定める給料及び手当の支給は、公益財団法人石川県下水道公社就業規程に定める公社職員の例に準ずる。

(退職手当)

第7条 役員及び評議員が任期満了又は退任した場合の退職手当は、支給しない。

(公表)

第8条 公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補助)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人石川県下水道公社の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員に支給する給料月額（第4条第1項関係）

区 分	給 料 月 額
理 事 長	50万円の範囲内
専務理事	50万円の範囲内

別表第2 非常勤監事に支払う報酬の額（第4条第3項関係）

区 分	報酬の額	適 用
監 事	30万円／年までの範囲内	特別の資格を有し、財産の状況等会計監査の実施及び理事の業務執行状況の監査等を行う者

別表第3 非常勤役員及び評議員に支払う報酬の額（第4条第4項関係）

区 分	報酬の額	職務の内容	適 用
評議員 理 事 監 事	18,300円／日以内	職務のため、理事会又は評議員会等の会議に出席した時	国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する一般職及び特別職でない者